

| | |
|---------------------|--|
| オーストラリア協定原産地 証明書 | the Australian Chambers of Commerce and Industry又は the Australian Industry Group |
| モンゴル協定原産地証明書 | モンゴル産業省 |

原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

(2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第2欄に掲げる機関とする。

| 締約国品目証明書 | 締約国品目証明書の発給機関 |
|----------------|--|
| ペルー協定締約国品目証明書 | ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあいかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。） |
| モンゴル協定締約国品目証明書 | モンゴル食糧・農牧業省 |

締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

（「災害その他やむを得ない理由」の意義）

68-5-15 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項並びに第61条第4項及び同条第5項ただし書きに規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。
- (2) 「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。

（締約国原産地証明書等及び締約国品目証明書の提出猶予の取扱い）

68-5-16

- (1) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第4項の規定による締約国原産地証明書等の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国原産地証明書・原産品申告書提出猶予申出書」（C-5295）2通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち1通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適当と認める期間